

総務委員会資料

1 令和6年第3回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第119号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について（改正概要）

資料2 新旧対照表

令和6年8月28日
総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（改正概要）

1 改正理由

生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するものである。

2 改正内容

（１）生活保護法の一部改正（令和６年法律第２１号）に伴い、個人番号を利用することができる事務及び同一執行機関内で利用することができる特定個人情報として、進学準備給付金の支給に関する事務及び特定個人情報を定めているところ、当該事務及び特定個人情報を進学・就職準備給付金に関する事務及び特定個人情報に改めるものの

（２）児童手当法の一部改正（令和６年法律第４７号）に伴い、同一執行機関内で特定個人情報を利用することができる事務及び同一執行機関内で利用することができる特定個人情報並びに本市の執行機関の間で特定個人情報を提供することができる事務として、児童手当法による特例給付の支給に関する事務及び特定個人情報を定めてい

るところ、当該事務及び特定個人情報を削除するもの

※ 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

3 施行期日

この条例の施行期日は、公布の日とする。

4 経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和6年9月以前の月分の特例給付の支給に関する特定個人情報の利用又は提供については、なお従前の例による。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
平成27年10月15日条例第67号		平成27年10月15日条例第67号	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 3 年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 3 年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備</u> 給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であつ	2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であつ

改正後				改正前			
			て規則で定めるもの				て規則で定めるもの
3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(略)				(略)			
9	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」と	9	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定

改正後				改正前			
			いう。)又は外国人生活保護関係 情報であって規則で定めるもの			する給付をいう。以下同じ。)の 支給に関する情報(以下「児童手 当関係情報」という。)又は外国 人生活保護関係情報であって規 則で定めるもの	
(略)				(略)			
2 2 市 長	児童手当法による児童 手当の支給に関する事 務であって規則で定め るもの	児童	国民年金法による年金の被保険 者の資格に関する情報であって 規則で定めるもの	2 2 市 長	児童手当法による児童 手当又は特例給付の支 給に関する事務であつ て規則で定めるもの	児童	国民年金法による年金の被保険 者の資格に関する情報であって 規則で定めるもの
別表第3(第4条関係)				別表第3(第4条関係)			
照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
5 教育 委員会	児童手当法による 児童手当の支給に 関する事務であつ て規則で定めるも の	市長	地方税関係情報又は住民 票関係情報であって規則 で定めるもの	5 教育 委員会	児童手当法による 児童手当又は特例 給付の支給に関す る事務であって規 則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民 票関係情報であって規則 で定めるもの